

仕 様 書

LGWAN系クライアントパソコンのリース契約に係る仕様は、次のとおりとする。

記

1 入札金額の提出方法

入札金額については、上郡町指定用紙にて記載し、提出すること。また、記載金額は、月額リース金額を消費税別(免税事業者の場合は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)で記載すること。

2 入札物件について

入札物件については、別紙1「LGWAN系クライアントパソコン」及び別紙2「LGWAN系クライアントパソコン明細」その他に基づいて積算すること。

3 入札物件設置場所

入札物件については、本庁舎及びその他出先機関へ設置するが、設置作業は当町にて実施する。

4 リース期間について

リースする期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日とする。
5年間の長期継続契約(地方自治法第234条の3の規定に基づく契約)

5 リース期間満了後の機器の取扱いについて

無償で機器を引き取ること。ただし、本町が希望する場合は再リースを容認すること。

また、機器の引き取り後は、機器に残存するデータを適切に消去し、データ消去証明書(任意様式)を無償で提出すること。

6 納入業者への支払いについて

納入業者はすでに決定しているため、リース会社と納入業者が契約を行い、リース業者は、納入業者に対して、令和8年10月末日までに全額一括にて支払いを完了すること。また、納入業者に支払った後に、支払いが完了していることが確認できる書類を本町に提出すること。

7 リース料の支払い、契約について

12ヶ月単位の6回払(前払、末日払い(ただし、休業の場合はその前日) 銀行振込)

ただし、初回は6ヶ月分、最終回は6ヶ月分とする

リース会社は、毎年度当初月の末日までに当該年度分を請求し、町は、請求書受領後、翌月の末日にリース会社へ支払うものとする。

8 機器の保守について

この契約には、賃貸借する機器の保守にかかる費用は含まないものとする。

8 動産保険について

リース物件に付保する動産保険は、リース物件に支障が生じないよう、リース会社にて加入すること。

9 その他

リース契約に必要な費用は、すべてリース業者が費用負担すること。

リース契約に関する質問に関しては、必ずメール送信後に電話にて受信確認を実施すること。

【問い合わせ先】

上郡町企画広報課 広報・DX係 担当：垣内・西山

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

電話：0791-52-1112（内線320・318） ファクス：0791-52-5172

E-mail:kikaku@town.kamigori.lg.jp

別紙1 「LGWAN系クライアントパソコン」

納入業者	機器名等	納入価格
日本電通株式会社 社会インフラ事業部 インフラ ビジネス部 〒552-0003 大阪市港区磯路2-21-1 TEL06-6577-4188 (担当：田口)	LGWAN 系 クライア ントパソコン	リース対象合計金額 1,940,000 円 (消費税等別)

注) 1 入札金額は、上郡町指定用紙に記載し提出すること。

2 記載金額は、月額リース金額を消費税別(免税事業者の場合は、見積もった
 契約希望金額の110分の100に相当する金額)で記載すること。

別紙2 「LGWAN系クライアントパソコン明細」

品 名	数 量
LGWAN 系クライアントパソコン (A4 ノート型、Windows11Pro)	10 台
光学式マウス (有線式)	10 個
JUST Office6 JL	10 本
リカバリメディア作成	1 式